

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和元年度第4回）	
日時	令和2年1月30日（木）19時00分～20時45分	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5、6会議室	
出席者	委員名	佐々会長、徳田副会長、小川委員、三村委員、有馬委員、井口委員、小林委員、新妻委員、神尾委員、帯金委員、鈴木委員、中村委員、三浦委員
	事務局	子ども家庭部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、保育施設支援担当課長、児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長、学童クラブ整備担当課長、障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長
傍聴者数	1名	
配布資料等	<p>資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表</p> <p>資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿</p> <p>資料3 杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について</p> <p>資料4 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について（意見聴取）</p> <p>資料5 「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン」（改定案）</p> <p>資料6 今後の学童クラブ待機児童対策について</p> <p>資料7 「杉並子育て応援券の見直し」について</p> <p>資料8 令和元年度子育て寄りそい訪問事業（通称「ハロー！なみすけ訪問」）の実施報告</p>	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題（報告事項）</p> <p>(1)「杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】」（案）について</p> <p>(2)教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定について</p> <p>(3)「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン」の改定について</p> <p>(4)今後の学童クラブ待機児童対策について</p> <p>(5)杉並子育て応援券の見直しについて</p> <p>(6)令和元年度 子育て寄りそい訪問事業（通称「ハロー！なみすけ訪問」）の実施結果について</p> <p>3 その他</p>	
会長	<p>定刻になりましたので、令和元年度第4回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。</p> <p>本日は議題が多いかと思いますが、作成された資料などのご説明を伺いながら、皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、子ども家庭部長からご挨拶をお願いいたします。</p>	
子ども家庭部	皆さん、こんばんは。子ども家庭部長の徳嵩です。	

長	<p>本日の会議では、第2期となる子ども・子育て支援事業計画をメインテーマに、その他関連する報告を申し上げてまいりますので、皆様の活発なご意見を賜うことができますよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、会議に入ります。 まず最初に、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>子育て支援課長の福原でございます。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は4名の方のご欠席、あと2名の方が遅れていらっしゃる予定ですが、有効に成立をさせていただきます。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様へ事前にお送りしたものとしまして、資料1、委員名簿、資料2、事務局名簿、資料3、「杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について」等の一式、資料4として、「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」、資料5として、「『区立保育園の運営を民間事業者へ引き継ぐためのガイドライン』（改定案）」、資料6として、「今後の学童クラブ待機児童対策について」、資料7として、「『杉並子育て応援券の見直し』について」、資料8として、「令和元年度 子育て寄りそい訪問事業（通称『ハロー！なみすけ訪問』）の実施報告」、以上が事前送付の資料となっております。過不足等は大丈夫でしょうか。</p> <p>また、本日、机上には差し替え資料として、資料3の「杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について」、資料5、「『区立保育園の運営を民間事業者へ引き継ぐためのガイドライン』（改定案）」をご用意しておりますので、差し替えをよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日の会議につきましては、これまでと同様、会議記録の作成のために録音をさせていただきます。録音した音声そのものは公表いたしませんので、ご了承ください。また、会議記録につきましては、発言者個人が特定されないよう発言の要旨を記録する形でまとめてまいります。この会議記録は皆さんに内容の確認をしていただいた後、区のホームページ上で公表いたします。前回の第3回の議事録につきましては、皆さんにご確認いただき、ありがとうございました。これにつきましては、発言者個人が特定されないよう委員名を隠した上で区ホームページ上で、既に公表しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>では、議題に移ります。議題の(1)「『杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】』（案）」について、ご説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>子ども・子育て支援事業計画（第2期）の案についてご説明をいたします。差し替え版の資料3をご覧ください。</p> <p>第2期計画につきましては、前回の第3回の会議において計画の素案をお示しし、ご意見をいただいております。その後、区で必要な修正を加え、計画案として決定し、昨年12月1日から本年1月6日まで、区民等の意見提出手続を実施してまいりました。その結果として、個人の方2件及び団体1件、計3件の方から延べ15項目のご意見をいただきました。これらのご意見の概要と区の考え方は、別紙1にまとめてお</p>

りますので、ご覧ください。

当計画で定める事業へのご意見が1ページから2ページまでの5項目ございました。その他、計画事業以外のものに対するご意見を3ページから5ページに記載しております。いずれもいただいたご意見の概要を左側に、右側にそれに対する区の考え方を、分かりやすさを意識しながら記載をしています。詳しい内容につきましての説明は省かせていただきます。

この15項目のご意見により、計画の本体を修正したものはございませんでしたが、意見によらない修正で8か所修正をいたしました。恐れ入りますが、差し替え版の別紙2という資料と別紙3の計画の冊子をご用意ください。

まず、別紙2のナンバー1、冊子でいきますと1ページとなります。中ほどの「※1」の欄でございます。

本計画は、国の基本指針を踏まえて策定しておりますが、この基本指針につきましては平成26年7月に策定し、今年度、令和元年9月に改定されたものですが、この基本指針の表記をより適切な記述に修正をしております。

続いて、ナンバー2、冊子でいきますと9ページと10ページに当たります。

区では、保育士の質の維持・向上を図ることを目的として、区立保育園園長経験者による巡回相談及び医師・心理職による巡回指導を実施しております。このページについては「巡回相談」ではなく「巡回指導」と記載をしておりました。ほかの箇所では「巡回訪問」と記載をしておりますので、表記を統一するために修正したものでございます。

続いて10ページ、ナンバー4でございます。

中核園の取組については、第2回及び第3回の会議においてご説明をさせていただいておりますが、その際にもお話ししたとおり、当面、令和2年度に7地域で1所ずつ指定することとし、その取組状況を踏まえて今後の指定拡大等を検討することとしております。そうした考えが伝わるように、こちらの記述について修正をいたしました。

続いて、ナンバー5及びナンバー6、冊子でいきますと17ページになります。別紙2の2枚目、別表1をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思っております。

こちらは地域における一時預かりの確保量（利用可能者数）の欄になりますが、地域の子育て支援団体の方々などが運営しているひととき保育について、令和元年度末で1所閉鎖することが予定されていたところ、この計画案策定後、さらにもう1所閉鎖される旨の申し出がございましたことを受け、箇所数を修正してございます。

また、子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業については、現在4所の子ども・子育てプラザのうち3所を実施をしており、また、来年度は新たに1所実施をする予定となっております。したがって令和2年度については4となりますが、誤って5としていたため、その部分を修正させていただきました。また、今のひととき保育と一時預かりが変更になったことを踏まえまして、確保量の人数の合計についても修正をいたしました。

続いて、ナンバー7、冊子の19ページになります。

こちらは病児保育の確保量についてでございます。確保量の算出に当たりましては、事業の実施日、いわゆる営業日を基本として算出してい

	<p>るものが幾つかございましたが、この事業についてのみ令和2年度及び令和6年度のうるう年を見込んで、その分を算出していたのですが、他の事業ではそういった算出はしていませんので、整合を図るためこの病児保育についても、うるう年の影響は見込まないこととして修正したものでございます。</p> <p>続いて、ナンバー8、冊子の21ページとなります。</p> <p>今後の学童クラブの利用者数及び区立学童クラブの整備量を精査したことにより、別紙2の2枚目、別表2に記載のとおり、令和3年度以降の量の見込みと確保量を修正したところでございます。詳しくは、担当課長からこの後、ご説明いたします。</p> <p>以上の項目につきまして修正をさせていただいたところでございますが、今後の予定といたしましては、本日いただきました意見等を踏まえ、さらに必要な修正を加えた上で第2期計画を決定し、3月に公表、4月からこの計画で事業を実施してまいります。</p> <p>私からの説明は以上となりますが、引き続き、議題の(4)「今後の学童クラブ待機児童対策」について、学童クラブ整備担当課長より説明させていただきます。</p>
<p>学童クラブ整備担当課長</p>	<p>それでは、資料6をお開きいただきたいと思います。今後の学童クラブ待機児童対策につきましてご報告いたします。</p> <p>昨年4月1日現在で15名以上の待機児童が発生した8所の学童クラブのうち、対策が計画化されていない5所につきまして新たな対策を講じ、待機児童の解消を図ってまいります。その他の待機児童の発生が見込まれる学童クラブにつきましては、今年度試行で実施いたしました、おはようタイム事業の実施状況等を踏まえ、令和2年度から本事業を本格実施することにより当面の対応を図ることといたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>1番、「新たな待機児童対策」でございますが、基本的な考え方として次の3点がございます。小学校内を基本といたしまして、新たに第二学童クラブを整備いたします。2つ目でございますが、第二学童クラブの定員は中長期的に待機児童の解消が見込める規模といたします。3つ目でございますが、第二学童クラブの運営は民間事業者へ委託して行います。</p> <p>(2)の「待機児童対策の概要」でございますけれども、荻窪、高円寺東、本天沼、桃井、和泉学園の5所の学童クラブにつきまして、小学校内の施設内改修や新たに別棟を建設することにより、約400名定員を増やしてまいります。第二学童クラブの開設時期につきましては、荻窪、高円寺東、本天沼が令和3年4月、桃井、和泉学園につきましては令和4年4月を予定しております。</p> <p>次に、2番の「おはようタイム事業の本格実施」でございます。おはようタイム事業は、夏休みなど長期休業期間に児童館の開館前2時間、午前8時から10時を利用いたしまして学童クラブの待機児童の見守りを行うものでございます。基本的な考え方でございますが、おはようタイム事業は、本年度、成田児童館、本天沼児童館、堀ノ内南児童館の3児童館で試行実施を行っており、夏季休業期間中におきまして約65%の対象児童から利用申込みがあり、当面の待機児童対策として一定の効果がございました。</p> <p>令和2年度以降、毎年4月1日時点における各学童クラブの待機児童のうち、利用を希望する児童を対象といたしまして、当該学童クラブの</p>

	<p>ある児童館で実施いたします。和泉学園学童クラブにつきましては、第二学童クラブの開設までの期間、杉並和泉学園の放課後等居場所事業におきまして、本事業と同様に午前8時から継続して実施することで待機児童への対応を図るものといたします。</p> <p>裏面をご覧くださいと思います。</p> <p>(2)「事業の概要」でございます。実施日時でございますけれども、学校の長期休業期間内の平日午前8時から10時でございます。実施場所は児童館内の集会室等を利用いたします。利用料につきましては無料でございます。運営方法は杉並区シルバー人材センター等への委託により実施いたします。</p> <p>最後に「今後の主なスケジュール(予定)」でございますけれども、おはようタイム事業につきましては、令和2年、今年の7月下旬から本格実施をしております。令和3年4月には荻窪、高円寺東、本天沼、3所の第二学童クラブの運営を開始いたしまして、令和4年4月には桃井、和泉学園、2所の第二学童クラブの運営を開始いたします。私からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。「『杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】(案)』」について、そして、関連する議題(4)「今後の学童クラブ待機児童対策」について説明をいただきました。</p> <p>前回の会議で皆様からいただいたご意見を踏まえて、修正を加えて案にしたものについて12月にパブリックコメントを実施しましたが、本日はその後必要な修正を加えたものが提示されております。ご説明いただきましたけれども、ご意見やご感想などがございましたら、どうぞ挙手をお願いいたしますと思います。</p> <p>学童クラブ並びに子育て支援の広場などのことについては、幼稚園または保育園の子どもたちをお持ちの保護者の方たちのことを受けてのご意見もおありかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>幼稚園などの関係から、委員、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>幼稚園ということで申し上げさせていただくならば、ここに記載がありますように、毎年のように1園ずつ廃園ということで、もちろん事業形態が幼稚園は様々ありまして、学校法人だけではなくて個人園もあります。個人園となりますと、それを引き継ぐ方の確保ということもありまして、そういった様々な諸事情で、となりますけれども、やはり幼稚園の確保量、また、今後の量の見込みから言いますと、幼稚園はどうしても確保量は減っているほうに入っております。これは、保育士、教師が確保できないので閉園を考えざるを得ないということが現在少し視野に入ってきていることはお酌みいただきたいと思います。</p> <p>園児数の減少だけではなく、幼稚園が健全に運営される十分な園児数がありながら、保育所の急激な増加に合わせて、保育士として保育園のほうに非常に大きなアドバンテージのある補助を受けている関係で、杉並区で働くことができる教員数が確保できないことで、健全な形でお子さんたちをお迎えすることができないということが、幼稚園では今後一層深刻な問題として上がってくると捉えています。</p> <p>3歳児のお子さんたちは減少傾向にあるといいましても、その減少数に対して、確実に保育所は1,200以上の確保量が今後5年間で見込まれるということでもありますから、全体としては保育所のほうに振れ幅が明らかに動いている中で、それでも幼稚園をご希望なさる方々が全体数に対してこれだけいるということは、重く受けとめていただきたいと思っ</p>

	ております。
会長	学童クラブや小学生の放課後等の居場所の関係から、委員、いかがでしょうか。
委員	ちょっと気になったのが、どんどん学童クラブの定員が増えていっていることと、待機児童もたくさん出ていらっしゃるということ。それから、おはようタイム事業もとてもいいことだと思うのですが、児童館がなくてプラザになっているところは、どのような形で対応されているのかなと思いました。いかがでしょうか。
学童クラブ整備担当課長	旧和泉児童館施設を転用した子ども・子育てプラザ和泉の件と存じますが、和泉学園での放課後等居場所事業では、おはようタイム事業と同じような形態で8時から10時の2時間、お子さんをお預かりして見守りをしている状況でございます。
会長	ご説明いただいたのは、修正のところが中心になっていましたが、事前に配布されたものをご覧いただいていたかと思しますので、全体を通してご意見がございましたらお願いします。
委員	資料3のことにしてなんですが、1の(2)の「公表方法」で子ども・子育てプラザと書いてありました。私は、下井草の子ども・子育てプラザで実際にどう資料が置かれているか実物を拝見しました。この会議で議論されていたものがこの子ども・子育てプラザに置かれているという形で、とても感慨深かったです。 ただ、1点、置き方に関してなんですけれども、ほかのパンフレットと一緒に混合されて置かれていたので、もう少しプラザさんのほうにちょっと目立つようにとか、そういった形でお願いするのもありかなと思いました。以上です。
子育て支援課長	プラザに見に行ってください、ありがとうございました。この計画に限らず、ご意見を伺うに当たっては資料の置き方といいますか、目につくことも大事だと思いますので、今後に向けた意見として受けとめさせていただきますと思います。
会長	そのほかいかがでしょうか。
委員	資料6の学童クラブの待機児童対策のところ、夏休み等の長期休業のときにお子さんたちをおはようタイムで預かるという形で、その運営方法が「杉並区のシルバー人材センター等」とあります。具体的にはいろいろな団体があると思うのですが、シルバー人材センターは55歳以上の方が登録していて、実は私の主人も登録して違うことをやっているので、この人材センターだけでなく、例えば東京都の教職員互助組合のボランティアの制度がありまして、それですと、時間に関係なく1日3,000円、交通費なしという形で、元教員、例えば幼稚園の教諭等もいると思います。そういうところも活用できればいいのかなと思うのですが。
学童クラブ整備担当課長	今年度につきましては試行でシルバー人材センター等に委託して実施しました。シルバー人材センターのほか、様々な可能性を今後も検討していければと考えております。
委員	保育所ですけれども、ママたちからの話として、地域によっては、無償化になって来年度の幼稚園の入園希望者がすごく少なくなって、みんな保育所を希望されているという話なので、これはまた保育所が足りなくなったりするのか。無償化の影響というのはどうなのでしょう。

保育課長	<p>保育課長からお答えします。今ちょうど1次の利用調整結果が終わって、これから2次に向けてやっていく段階ですが、3歳児以降について、確かにこの無償化の制度というのはお金の面だけで見ますと、保育園を利用するほうが少し有利になっている制度ですが、基本的に保育園を希望される方と幼稚園を希望される方は求めるものに違いがありますので、そこのところで大きく幼稚園から保育園のほうに流れているという状況は、特段ないと考えております。</p>
委員	<p>2～3年前までは幼稚園に入るのに夜中に並んだという話もあったのですが、今年はそんなことは全然なくて、募集数がまだ集まっていない幼稚園があるみたいに聞いたのですが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>今、私立幼稚園連合会でも、募集の実態についての数字的な裏付けはしているところです。ただ、一部で聞いているところでは、昨年、これは施設給付型の幼稚園でしたけれども、定員以上の応募があったところが今年度は10人を割った幼稚園がありました。これが無償化と関連をするのか、あるいは私立の幼稚園ですから、お選びになる親御様たちのニーズに対しての選択がかかっているのかについては、まだきちんとしたデータは出ておりませんが、全体として伺っている声では募集数に対して定員が満たない、昨年以上にこれは厳しくなっているという印象を持っている幼稚園は多くあるというのが、今捉えているところです。</p>
会長	<p>厳しい現状が浮かび上がってきたということだと思いますが。 先ほどの委員からのお話で、幼稚園の教員を採用しようとしてもなかなか厳しいという現状は、区にはきちんと届いていたのでしょうか。</p>
保育施設支援 担当課長	<p>保育施設支援担当課長からお答えいたします。 従前から私立幼稚園の皆様とは情報共有を行わせていただいております。お話にございましたように保育園の保育士の支援策と幼稚園の支援策とで違いがあって、なかなか幼稚園のほうに幼稚園教諭が集まりにくいというご意見、ご要望はお伺いしているところです。ただ、区といたしましては、今現在、保育施設は増えておりまして、その保育施設の新規のところ、それから既存のところの運営を安定させていくためには、どうしても保育士の必要数がまず圧倒的にニーズが高いという現状がございます。まず保育士確保をきちんとやっていくほうがどうしても優先度は高い課題なのかと認識をしているところです。 幼稚園に対する支援策につきましては、引き続き意見交換をさせていただきながら考えていきたいと思っています。</p>
会長	<p>杉並区は子供園も持っておられますが、そこへの申込みと保育園と幼稚園の申込みはどのような区分けになっているのでしょうか。保護者のご希望によるだろうとは思っていますが。</p>
保育施設支援 担当課長	<p>まず、私立の幼稚園につきましては、各幼稚園に対して個別にお申込みをいただく形になっております。区立の子供園につきましては、長時間預かりのお子さんは保育園とあわせてお申込みをいただく。短時間のお子さんにつきましては短時間枠で申込みをいただきまして、こちらの利用調整の形ではなくて、抽選で入園者を決めるといった形をとらせていただいております。申込みのタイミングも、私立幼稚園と子供園、それから保育園とそれぞれ調整をして、保護者の方が混乱しないような形で日程調整もさせていただいております。</p>
会長	<p>そのほか、ご意見がございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>現在、私の子どもが小学校2年生で学童に通っていますが、学童クラ</p>

	<p>ブは夏休みはたしか朝8時半からだったと思うのですが、8時半ではなく、8時からということになっているので、その辺は変わったのかなと思います。</p>
児童青少年課長	<p>区内の学童クラブの利用時間ですけれども、今年度、31年4月から全ての学童クラブにおきまして、夏休み等の長期休業期間は、今までは8時半だったんですが、今年度から8時から受け入れております。ちなみに、夜はこれまで6時半までだったんですが、午後7時まで延長とし、延長料金をいただく形で今年度から行っています。</p>
会長	<p>保育所も幼稚園もそれぞれのところでいろいろな課題があるということ、また、学童クラブに関しては長期間のお休みのときに時間的に早く、また、もう少し長くなったということは利用者にとってはありがたいことなのかなと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、ご説明のありました『杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】』（案）及び「今後の学童クラブ待機児童対策について」はご了承いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
子育て支援課長	<p>この計画につきましては、今後、区で最終的な策定の手続を進めまして、区議会へ報告の後、委員の皆様にお知らせをするとともに、区のホームページ等で公表してまいります。その後、先ほどお話ししましたとおり、4月からこの計画でスタートすることになりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。次の議題に移らせていただきます。</p> <p>議題の(2)「教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定について」です。よろしくお願いします。</p>
保育課長	<p>では、保育課長からご説明させていただきます。資料4、「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」という資料をご覧ください。</p> <p>まず、1番のところです。これは令和2年4月1日に新たに開設する予定の施設の定員でございます。</p> <p>次に、その下の2番、こちらは同じくこの4月から新規に開設する小規模保育事業、家庭的保育事業という地域型の保育施設の新設の部分でございます。</p> <p>それから、その下でございます。3番目、利用定員の変更です。こちらは多少説明が要るかと思いますが、まず上から4つ、区立保育園の定員変更が並んでおります。一番上の上荻保育園につきましては、この間の待機児童対策で、本来の定員以上に、可能な限り利用定員を変更して受け入れを行ってききましたが、この4月に新たに障害児指定園として指定することもございまして、本来的な定員に戻していわゆる保育環境全体を整えるということで、この辺は保育需要を鑑みても、利用定員を変更しても大丈夫であるということから、こういった措置をとるものでございます。</p> <p>それから、2番目から4番目の区立園につきましては、1歳児の受け入れを確保するために0歳児の募集を一部停止して、受け入れ数を少なくしての間やってきましたが、その利用実態に合わせて利用定員を変更するものでございます。</p> <p>5番以降は全て私立保育園の定員変更でございまして、基本的には新設した段階で4歳児、5歳児等、上の歳児のお子さんが入らないことを見込んで、定員を下げているものを戻しているものです。この中で19</p>

	<p>番と 22 番はマイナスが結構大きく出ていますけれども、これについては事業者が最初に見込んだよりも利用希望者が少ないことから利用定員の変更を行うものでございます。</p> <p>裏面へ行かせていただきます。裏面の 4 番、その他の定員の増減等でございますけれども、上から 3 つ、井荻、中瀬、西田という区立の 3 つの保育園につきましては、区立保育園の民営化に伴って、この 3 月末でそれぞれ廃止されるものでございます。</p> <p>それ以外には、5 番、6 番と 17、18、19 番は、今、保育需要を鑑みながら、認可外で区が運営しておりました区の保育室の段階的廃止を進めておりますが、それに基づいてこの 3 月で廃止するものです。ただし、17 番は区直営の定期利用へ移行します。それ以外の施設につきましては、4 番は法人化に伴う移行、7 番がグループ保育室から小規模保育への移行、8 番、9 番は家庭福祉員から家庭的保育への移行、10 番から 16 番は認証保育所から認可保育所への移行ですが、このうち 10 番につきましては 3 月末に廃止となっております。ただ、ここに勤務している保育士たちの多くは 11 番の保育所が新たに運営する認可保育所のほうでとにもやっていく形になっております。</p> <p>そして、これは参考でございますけれども、5 番が病児保育室の新設ということで、本年 3 月中旬に新たに東京衛生病院のところに病児保育室が開設されることを記載しております。</p> <p>6 番のところ、子ども・子育て支援事業計画の確保量との関係について書いております。量の見込みに対して確保量が、0～2 歳、3 歳～5 歳、そして教育施設、全て上回ってございまして、きちんと需要を満たすような形がとれているということでございます。私からは以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。毎年毎年新規の施設がどんどん増えているということで、大丈夫なのかという思いが今までの中にもありましたけれども、保育所のほうの立場から委員、いかがですか。</p>
委員	<p>今回増えるのは認証から認可になるケースが多いということで、全体の保育施設というよりは、それだけ条件的に保証されるという意味では、認証から認可になることは嬉しいことかなと思っています。ただ、私立保育園連盟自体が今でも 100 を超えて、さらに 120、130 という形になりますと、本当に保育の質というところの細かいやり取りが難しいなと感じています。保育実践の手引き等を使いながら何とか質のところもということで、私もその検討に参加させていただいておりますけれども、本当に内容をお互いに見合いながらというのが、これからの課題になるかなと思っています。</p>
保育課長	<p>今、委員のご発言の中にもありましたが、今年度、保育実践の手引きというものを私立保育園の方々のご協力のもとに作成していますし、4 月からは新たに区立保育園の一部を中核園に指定して、保育の質を高める取組をより一層支援していきます。ただ、本当にこうした取組には私立保育園の皆様方のご協力があって、お互い連携していくことでなし遂げていくものですので、なかなか難しい問題ですけれども、力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかの委員の方、ご意見ございますか。ご感想でも結構ですが。</p>
委員	<p>自分の幼稚園から歩いて 100 メートルも行かないところに何軒も 50 名、100 名という保育所があります。先ほど保育の質の向上で、保育士</p>

	<p>の資質向上ということは幾たびも聞かれているんですが、やはりこれだけの数があって、特に私が日常的にお子さんたちの1日を見ると、例えば公園等に散歩に出かける。当然、極めて狭い地域の中にこれだけの数の保育所がたくさんあるとなると、公園で遊ばせておられる様子をたまに私も見るんですけども、一般に利用されておられる方たちが追い出されてしまわざるを得ないような状況で、各園が何かもう神わざのような時間設定で遊ばれておられます。</p> <p>保育士の資質向上は、もちろん幼稚園のほうの教師の資質向上も含めて大事なんですけれども、やはり幼児が過ごすときの環境は非常に大事な要因になりますので、ぜひ保育所の確保というときに、地域全体の中で環境設定も考えて保育所の開設の位置をお考えになられたほうがよろしいのではないかなと私個人としては感じているところです。</p>
子ども家庭部長	<p>この間、区では、園児を含む乳幼児が安全・安心に遊べる居場所としてすくすく広場を14か所整備してきました。来年度以降は、さらにこうした安全・安心な遊び場を増やしていくこととしています。また、私立認可保育所が新たな園庭を確保するための支援策を創設することを検討しています。これらの取組は、保育環境向上の一助になるものと考えています。</p>
副会長	<p>質問です。既に前の会議等でご説明があったと思うのですが、今回、認証保育所から認可保育所への移行が非常に目立って、先ほどご発言があったように、それは既存の保育所の活用ということも含めてとても喜ばしいことではあると思うのですが、この認証保育所から認可保育所というのは、今のお話であった環境面のところでかなり基準が違ったような気がするんです。その基準が違うところが、これだけ一度に大量に認証から認可になったときに、基準を変えたのであればそれはどのようなものになっているのか。特に環境面のお話で何か補足のご説明をいただきましたら全体のことが分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。</p>
保育課長	<p>今回も認証保育所から認可保育所に移行というのは結構多いです。認証保育所から認可保育所に移行するときに、基準面で一番課題となるのは施設の面積と保育士の人員の部分のところになってきます。私どもが支援していて一番難しいのは、既存の認証保育所をそのまま若干の改修によって認可のほうの基準を満たせるのであれば比較的容易なんです。なかなかそういう物件は少ないというのが現状です。</p> <p>ここは我々も一緒になってやっておりますが、地域で物件を探すとところはかなり事業者の努力に負っています。そういう中で、区もこの認証保育所から認可に移ることについては、保護者の方の希望がどうしても認可保育所に対して強いので、そういった背景も踏まえて移行を支援しているところでございます。</p>
子ども家庭部長	<p>ちなみに、認可化移行に際して、いわゆる認可基準を緩和して移行を図るという対応はしておりません。現行の認可基準を前提に、現在の場所か、そこが無理ならば別の場所に移転して、移行することとなります。</p>
副会長	<p>移行に当たり、認可基準は全く緩和等していないということでもよろしいでしょうか。最初のお話だと、協力支援をしながら認可の基準に近づけていくというふうにもお聞きすることができたのですが。</p>
保育課長	<p>認可化移行ありきで基準を緩和するということは一切していません。ただ、場所が見つかって、保育士の関係とか、その近辺の需要の関係から利用定員のところを少し変更する、例えば利用定員を下げるというよ</p>

	<p>うなやり方をとっているケースはあります。事業者によっては本当に2年越し、3年越しということで、長い時間の調整をかけて実を結んでいるものもございます。</p>
副会長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>前回の会議であったかと思いますが、区の保育士さんたちが巡回しておられて、そこでの資料が出された内容を拝見すると、何か胸詰まるような中身もあったかと思うんですね。先ほど環境の問題もありましたけれども、質の担保というものが、やっぱり杉並区の保育はいいねと言われるレベルが、ある程度設定されていて、違うものに関しては変えていこうと努力はしていらっしゃるだろうと思うんですが、今という時間に、保育で託せるところがより良いものを実施して下さらなければ、なかなか子どもの成長等にはつながっていかないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>そのほか、ご意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。</p> <p>それでは、「教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定」について、資料を基にしながら説明いただきました。皆様方からのご意見もいただきましたので、了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>では、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。</p> <p>では、議題の(3)に移らせていただきます。</p> <p>『区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン』の改定』についてです。どうぞご説明をお願ひいたします。</p>
保育課長	<p>それでは、これにつきましても保育課長から説明させていただきます。</p> <p>『区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン』の改定について』という資料5と、それに別紙がついてございまして、別紙1がこの改定案の全文となっております。</p> <p>それから、別紙2としまして、A3の縦長でございましてけれども、旧ガイドラインと今回の改定案の新旧対照表、左側が旧で右側が改定案となっているものがございまして、それらによりご説明させていただきます。</p> <p>初めに、「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン」についてですが、一体どういうものなのか疑問に思われる方もいると思いますので、そのところからお話しします。</p> <p>そもそも杉並区では、15年ぐらい前から区立保育園の民営化を行っていますが、それぞれの園を民営化していくときに、個別にその園ごとに進めていく形でやってきたのが現状でした。とはいえ、保育園ごとに全くばらばらにやっていたということではなく、基本的なルールに基づいてやっていたんですが、こういったガイドラインという形で特に1つのものにまとめたものがなかったため、民営化の対象となった園の保護者の方たちなどから、そういう内容をまとめ、事前に公表していれば保護者にも分かりやすいというご意見を受け、平成29年3月にこの旧ガイドラインを策定いたしました。</p> <p>その策定したガイドラインに基づいて、その後、3園の区立保育園の民営化を進めているところです。ただ、その中でもさらにガイドラインをもっと充実させたほうがいいのかといったご意見をいろいろいただきましたので、そういったことを踏まえまして、今年度、ガイ</p>

ドラインの改定を行うこととしたものでございます。

改定に当たりましては、1のところにありますように、この決定をしていくのは区として決めていくものなので、子ども家庭部長をトップとする検討部会を区内部に組織しました。ただ、区だけで検討したのではなかなか気がつかない点等があるため、改定検討懇談会を別に設け、ここには学識経験者の方2名と、今までのガイドラインに基づいて民営化を行った園の保護者の方々に入っていただく形をとらせていただきました。

検討経過ですけれども、その下に表にしてあります。基本的にその検討部会と懇談会を交互にやる形で、検討部会において、懇談会でご意見をいただくためのたたき台の案をお出しして、それに対して懇談会でご意見を様々ないただき、またそれを検討部会に持ち帰って議論させていただいて相互にフィードバックするという形で、進めさせていただきました。検討部会を計5回、懇談会を計4回開催させていただいて、今回、この改定案をまとめたものでございます。

裏面へ行っていただきまして、ガイドライン改定案ですが、この改定案については別紙1が全文になっていますが、今回、どんなところを改定したのかということで、別紙2の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

まず1つ目は、以前のガイドラインはいきなり最初に「作成の目的」から入っているんですが、この「作成の目的」というのは、民営化を進めてきた経過ですとか、何で民営化をやるのかといったところが記載されていましたが、保護者の方たちなどからは、そういったことはまず「はじめに」という形で、最初に改定の背景などを記載した上で、本文に入っていくという順を踏んだほうがいいのではないかというご意見をいただき、「はじめに」という形で改定の背景等を記載する形に変えさせていただきます。

そして、前回のガイドラインでもここに「作成の目的」とあるんですが、もっとはっきりとこのガイドラインはどういう目的のために策定しているのかを明確に書いた方がいいのではないかということで、改定案のほうでは、1のところ「ガイドラインの目的等」と改めてその策定目的を明確化したものでございます。

その次に2として、「民営化に当たっての基本姿勢」を入れたわけですが、ここは今まで区立保育園の民営化に対して区がどんな基本姿勢で臨むのかが特に明記されていませんでしたので、改めて基本姿勢をここに1つ起こしまして、3点にまとめて基本姿勢を明示させていただいたのが3番目の変更点です。

そして、今までの改定案では2としていた「基本的なスケジュール」が新しい改定案では3のところにあるんですが、この「基本的なスケジュール」も今まではいきなり入っている感じでした。改定案では、事業者を選定するまで、事業者を選定してから民営化にかかるまで、民営化した後と大きく3つの区分に分かれますよと最初に示し、それぞれの区分について具体的に記載してある該当ページを示した目次的な機能を持たせた上で、それぞれの箇所のことを具体的に記述していくスタイルに変えております。

それ以降、この「事業者の選定」以降についてなんですが、「事業者の選定」、「運営事業者への引継ぎ」、「民営化後の区の支援等」といったところでは、それぞれ冒頭にそこの部分の区の基本となる考え方をまず示

	<p>しています。そして、それぞれの内容についてより具体的に明確に記載するように内容を充実させたものでございます。</p> <p>最後に、この間、よく保護者の説明会などで区が説明してきました民営化の必要性ですとか、取組経過などの資料につきましては、参考資料という形で巻末にまとめて示すような形にいたしました。その結果としまして、旧ガイドラインは全体として9ページだったんですが、新しい改定案のほうは19ページということで、倍ぐらいのボリュームになりました。特に「運営事業者への引継ぎ」、「民営化後の区の支援等」といったところに対して、保護者の方たちは非常に気にされておりましたので、この部分の内容を具体的に充実させています。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、本日、この子ども・子育て会議にご報告しておりますけれども、この報告後、新ガイドラインを決定いたしまして、来月、区議会保健福祉委員会に報告をさせていただき、その報告の後、区公式ホームページに掲載して、この新しいガイドラインを公表したいと考えております。</p> <p>それから、既に古いガイドラインで民営化を進めてきた3つの園と、令和4年度以降、民営化の対象となっている4つの園がございますので、これらの在園児の保護者の方に周知していきたいと考えてございます。私からは以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。</p> <p>新たに民営化になる場合には、その業者さんたちがこういうふうな経緯をしっかりとご覧になって、そして、手を挙げて、作業過程というんですか、認可を受けるまでの手順をつくられていくことになるわけですね。</p>
保育課長	はい。
会長	一番問題点として挙げられることはどういうことになるのでしょうか。
保育課長	民営化に関しての問題点ということによろしいですか。
会長	はい。
保育課長	<p>1つは、どうやってより良い事業者を選定していくかというのがまず事業者選定までの段階では大きいかと思えます。保護者の方たちもすぐそのことを気にしていて、これまで区でやっていた保育をきちんと継承していただいているような、より良い事業者を選びたいというのが1つです。</p> <p>それから、それに関連しますけれども、事業者にしっかりと引き継ぎをどういうふうにやっていくかということ、この引き継ぎの部分もきちんとやっていくところをどうやって担保していくかということが2番目です。</p> <p>それから、3番目は、民営化したらそれでもう区のほうはさようならではなくて、民営化した後もしっかりと事業者の支援を行ってほしいという、この3点と考えています。</p>
会長	<p>それぞれの自治体がやはり予算関係のこととか、保育所に入れたい方たちが増えたので量を増やさなくてはというと変ですが、そういうことがあったと思うんですね。私はかつて他区で民営化の選定委員として動いた経緯があるんです。10年ぐらい前だったと思うんですけれども。そのころと今とでは、それぞれのところがどんどん増やしてきたということで、民のところでの認可園もありますよね。そのようなことでいくと</p>

	<p>きに、旧来の民営化されたところについてもこれは適用される、もう一度チェックをするということですか。先ほどの古いところに関してはとおっしゃったのは、それも加わるということですか。</p> <p>これから新規にやる場合には、合意をいただいた場合にはガイドラインに則ってやっていくと承ったつもりなんですけれども、もう既に民営化になっているところに関しても、旧来のもので一応成り立っていたけれども、中身に関するところになるのかもしれませんが、それについてもその後のことということで再度チェック、あわせながら見ていくというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。</p>
保育課長	<p>もちろんガイドラインの内容が、新たに民営化する事業者の選定の仕方だとか、引き継ぎのことが書いてありますので、そこは新たにやるところに対して適用されていくものですが、いわゆる民営化により運営されている園を区が支援していくということについては旧来のところも含め、しっかりとやっていきたいと考えています。</p>
会長	<p>かつて私が他区でやっていたときには、一番多いときは 60 園あったのを 40 にするという方向でやっていた時期のことで、民営化の関係がなかなか進まないということ、保護者との関係だとか、いろんなことで訴訟問題になったのが、私が入る前のところではそういうことがあって、どういふふうにしていくとよりいいんだろうかということ、痛みを感じた行政の側がもう一度ちゃんとしていかなきゃというところで入らせていただいたことがあったんです。</p> <p>今、全国のいろいろなところの方たちが参入してくるということがありますよね。既にそれもあり増えてきたのかもしれないと思うんです。企業体のところもおありです。あの当時でも、鳥取だとか、本当に多くのところから都会のところへ参入したいということで出てきたころだったような気がするんです。今、既に公的なところがなくなったところも多くなりましたので、多くのまだたくさん抱えているところが民営化となったときに、うちはそこに参入できるかどうかということになってきているのだろうと思うんです。</p> <p>杉並区の民営化に対する特徴というか、ここに来るとこういうことがありますよということがあるとしたら、それは何になるのでしょうか。何か言うだけのことがあるのかなと思うんですけれども。もし民営化をしたら、事業者がこちらに参入してくるときに、ここに来ると杉並のものを継承しながらより発展形になりますよというようなことなのか、それとも何なのかということがちょっと分かりにくいなと思ったものですから。</p>
子ども家庭部長	<p>これまで区立の各保育園は、私立保育園の皆さんと切磋琢磨しながら、一緒になって杉並の保育をつくり上げてきたと思っています。それをこの間、「杉並区立保育園保育実践方針」としてまとめ、相互に共有・活用を図ってきています。このように、杉並の保育は、私立の皆さんと一緒に作り上げてきた財産だと思っています。こうした姿勢は、区立保育園の民営化であっても、公募に応募いただいて、初めて杉並で保育事業を展開する事業者も、基本的には同じだと思っています。すなわち、区立のいいところもあれば、私立の事業者のいいところもそれぞれあって、お互いに切磋琢磨しながら、子どもたちにどう良質な保育を工夫を凝らしながら展開していくのか、ここに尽きると思います。そういう環境を一緒につくって、底上げを図っていきましょうということが、区から民間の事業者にぜひお伝えしたいメッセージだと考えます。</p>

会長	杉並の保育実践でつくられた部分がおありだということですよ。ありがとうございます。 ご意見はございますか。どうぞ。
委員	障害児の母としてこの資料を家で読ませていただいて、感想というか、思ったことなんですけれども、障害児枠として入った方でしたら障害児として対応していただけたと思います。ただ、私の子どもは、幼稚園に入って年少の冬に自閉症という診断が出たので、それまで私も気づいていなかったこともありまして、多分そういう人は結構いらっしゃると思います。男の子だからちょっと暴れて当然かなぐらいに思っている人がいると思うんですけれども、実際、保育される側は普通の人よりも手をかけてくださることになるので、そうすると、例えば障害児として認定されていない人たちが入っていると、手ばかりかかって費用的にどこからも何もないというのは園のほうがづらいんじゃないかなと思っています。 ただ、うちは幼稚園だったので、幼稚園のときはこども発達センターに通うことになって、障害があるということではないんですが、少し手がかかる方は一筆書いていただくと園に補助が入る制度がありますよと教えていただいて、書いて出していました。私は保育園のことは分からないんですけれども、こういうことは保育園でもあるのかなとちょっと思ったところです。そうすると、民営化されたときに、逆にこういう人が入ってきてちょっと損したなと思われたりするかなとか、嫌がられたりしないかなとか、親的にはそういうふうに思ったりします。なので、そういうところがどのようになっているのか教えていただけたらと思います。
保育課長	今、委員がおっしゃられたのは、我々は基本的に要配慮児というお子さんとなります。障害児として認定されると、それは障害児としての加算をお出しするんですが、認定はされないけれども配慮が必要なお子さんについて、実はこうした加算をどう扱うかというところが大変難しいのです。というのは、本当に認定を受けられないだけで、いわゆる配慮が必要で手がかかるお子さんと、そうではなくて、子どもさんが多少元気ということで、施設側としてはやや扱うのが難しいお子さんがいて、その辺の判断が非常に難しいので、そういうお子さんたちがいらっしゃる場合に、そこをどういう形でその方たちに対する支援の経費を見ていくかということについて、私立保育園の方々と区と継続的に協議をさせていただいている状況です。
会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 そのほか、どうぞ。
委員	質問が2点ございます。1点目は、資料の別紙1ですね。「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」についての質問です。1ページ目の2番の「民営化に当たっての基本姿勢」の②に「子どもの最善の利益を考慮して」と書かれているんですけれども、私はこの文を読んだときに少しイメージしづらかったんです。「利益」というと、どうしても会社とかが出すイメージが強かったので、これは子どもたちが将来の宝ですとか、そういうことをイメージされているんでしょうか。
保育課長	「子どもの最善の利益」というのは、こういう場合に割と使われる言葉ではあります。将来の宝というのはもちろん確かにそうなんですけど、私は保育士でないのでこういうことを言うとちょっとおこがましいと

	<p>ころがあるんですが、保育をやっていく上で、保育士さんたちがやりやすいようにということではなくて、まずその子どもにとって何が一番いいのかということが常に根底にあって保育をしていくことが一番大事で、「子どもの最善の利益」というところでは一番大きなポイントなのかなと捉えています。</p>
委員	<p>あともう1点なんですけれども、同じ資料の6ページにございます「近隣住民への対応等に関する条件」の②番で、「近隣住民への配慮に、最大限努めること」とございますけれども、この「配慮」というのはどのようなものをイメージされていますでしょうか、お願いします。</p>
保育課長	<p>特に近隣住民との良好な関係を築いていただくというところが一番強いところかなと思っています。それまで区がやっていったところに今度新しい事業者が入ってくる中で、何か新しい人たちが来たけれども、近隣の住民の方たちがどんな人かよく分からないということになるのが一番困りますので、もちろん挨拶も含め、園の行事などにご招待して園の活動を理解してもらおう。それ以外に、例えば保護者の方たちが送迎のときに園の周りでしゃべっていて、近隣の方にうるさいと思われるようなことをなくすとか、自転車の止め方ですとか、そういう基本的な部分もあるんですけれども、近隣の方たちと良好な関係をつくるように努力していただきたいというところが一番のポイントになっているかと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。 では、ご説明をいただきました『「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」の改定』について了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。 では、次の議題に移ります。 議題(5)「杉並区子育て応援券の見直し」についてご説明をお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、改めまして、子育て支援課長よりご説明をいたします。資料7をご覧ください。 杉並子育て応援券につきましては、平成30年度に改めて利用状況を詳細に分析するとともに、子ども・子育て会議の意見等をお聞きしながら1年間をかけて検討を行ってまいりました。そして、より使いやすい事業にすることに加えまして、受益と負担の公平性等を考慮して見直し内容を決定し、令和2年4月より実施することとしていたものでございます。 今年度につきましては、この令和2年4月の実施に向けた詳細の検討や準備を進めるとともに、4月から5月に応援券交付者を対象に実施したアンケート結果を踏まえて、以下のとおり取り組むこととしたものでございます。 まず、子育て応援券事業に関するアンケートの結果についてご説明いたします。 平成31年4月から令和元年5月にかけて、全ての子育て応援券配布対象世帯、2万867世帯を対象に、4月初旬に発送する「子育て応援券」及び「ガイドブック」等に同封し実施をいたしました。その結果、約16%の方よりご回答をいただいたところでございます。 調査結果の概要につきましては1の(5)に記載をしております。 ①の最も多く利用したサービスは何かというところでは、「特定施設での一時預かり」が28.5%で最も高く、次いで「インフルエンザの予防</p>

接種」、「親も子ども楽しむ交流事業」という結果でございました。この結果については、昨年検討する際に利用状況はどうであろうかということの詳細分析をしたんですが、そのときの内容と同じような傾向にあったことが確認できております。

次に、②で、利用サービスに係る情報の収集についての設問でございます。これについては、「応援券ガイドブック」が52.8%で最も参考にされていると。区の公式ホームページに載せている応援券のページについては11.8%ということで、順位としては余り参考にされていないことが見えてまいりました。

③でガイドブックの内容についてお聞きしたところ、「とても使いやすい」等とご回答された方が58%、「使いにくい」と回答をされた方が34.3%でございました。

続いて、区の公式ホームページの応援券のページの内容は、「とても使いやすい」又は「使いやすい」、「使いにくい」又は「やや使いにくい」がおおむね30%強で、同じぐらいの割合となっております。

こういったことから、やはりガイドブックは多く使われているということが分かりますので、ガイドブックについてどう思うか、自由意見でお聞きしております。その結果といたしましては、MAPなどで見られるようにしてほしい、土日に使うことが多いので土日などの開催が分かるように曜日を示してほしい、利用者からの口コミや事業者のホームページにすぐにリンクができるようにQRコードを載せてほしい、また、PDF版のガイドブックもホームページに載せてほしいというご意見などがございました。

資料の裏面にまいりまして、2の「見直し内容と対応状況等」でございます。大きく3項目ございまして、この見直し内容の欄に記載しているものは昨年度決定した内容となっており、変更はございません。そして、右側の欄については、見直しを実施するためにこれまで対応してきた状況を記載しております。

(1)の「券種の整理統合と交付額等の見直し」については昨年度決定しており、詳しくは次の参考資料で額を載せておりますが、こちらが交付できるように、この間、システムの改修や処理手順の見直しといったところの準備を進めてまいりました。

次の(2)の「提供サービスの運用の見直し」では、①のところ、今回、産前産後の妊産婦の外出支援の観点から、ゆりかご券でタクシー利用ができるようにするという見直し内容を踏まえ、区内で利用が多いタクシー事業者の15社を対象としまして、応援券事業への参加依頼、または登録手続を進めてきたところでございます。

また、③その他については、昨年度に決定した見直し内容には記載していなかったものになりますが、応援券事業につきましてはサービスごとに1回当たり幾らまでの券が使えますよという利用限度額を設定しております。今回、応援券で利用可能な短期宿泊及び日帰りの産後ケアサービスに係る利用限度額を引き上げることといたしまして、より利用がしやすくなるような見直しを図ることとしたものでございます。

次に、(3)の「応援券利用に係る情報提供の充実」の欄については、先ほどご説明いたしましたアンケート等のご意見も踏まえまして、より分かりやすく、そしてサービスを探しやすくなるように、資料に記載しております改善を図るものでございます。

これらの内容によりまして、今度の4月より見直しを実施してまいり

	<p>まずけれども、今後も親の子育て力と地域の子育て力を高めて、子どもが健やかに育ち、子育てを支える地域づくりを目指していくという応援券の趣旨に沿った見直しを行いまして、サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご意見はございますか。</p> <p>委員、いかがでしょうか。子育ての関係のこと、応援券事業者の観点からでもございますか。</p>
委員	<p>応援券のほうは一生懸命事前に見てきたんですけども、この経過期間のことが今一つよく分からないです。今、生まれたときに2万円もらって、3月に生まれたら2万円もらって、4月にまず新しく出るんですよ。で、それが今度3万円です……。</p>
子育て支援課長	<p>現行制度では、出生届が出されたときに出生券という応援券を2万円分発行しております。その後、0歳のときに0歳券2万円を発行するので、今の委員の例でいいますと、3月生まれのお子さんについては3月に出生券がもらえて、翌年度、0歳児になる年度については4月に0歳券が2万円もらえる制度になっています。</p> <p>今回の見直しに当たっては、3月生まれだと3月に出生券をもらって、すぐ4月に0歳券をもらえるんですが、5月生まれの子だと、5月に出生券をもらって、1年後の4月に0歳券がもらえるということになり、出生するタイミングによって応援券をもらう時期が違ってくるころがあるので、ここを見直そうと、利用状況を踏まえて考えました。</p> <p>その結果、今までの出生券2万円、0歳券2万円だったんですが、0歳券はやめ、出生のタイミングで3万円分にまとめさせていただくことにしました。今までの4万円を3万円にするのかということについては、ほかの券種も同じなんですけど、今回、平均利用額を見まして、無償券の金額の範囲として設定しました。それ以上使いたいという方については、有償券の交付可能冊数を増やしますので、有償券をご購入いただきたいということで見直しを図ります。</p> <p>先ほどの経過措置の部分ですが、今年出生券をもらった方は、これまでの制度では今度の4月に0歳券をもらえるんですが、0歳券がなくなってしまっているので、均衡を図るために、来年度だけ暫定的に0歳券を発行します。次年度からは、皆同じ条件になりますので、このようにしたという経過でございます。</p>
委員	<p>理解いたしました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>高井戸で小児科をやっています。こちらで子育て応援券を患者さんが使うのは、この「最も多く利用したサービス」の「次いで『インフルエンザの予防接種』」のところに当たると思うんですけども、患者さんの反応は様々で、病児保育が杉並区は余りないので、病児シッターさんを使ったらあつと言う間に使い切っちゃうよという方もいれば、全く使わないまま引越して、もったいなかったなという方まですごく反応は様々だと思います。</p> <p>インフルエンザの予防接種について2点お聞きしたいことがあります。今、子育て応援券が1回5,000円までワクチンの場合は使えて、赤ちゃんがおなかにいるときにお母さんがゆりかご券をもらって、それを生まれた赤ちゃんの予防接種に使えるよという形にはなっていると思うんですけども、そこが妊婦さん、お母さんの理解がないようです。</p>

	<p>書いてはあるんですけども、「ゆりかご券なんだから私使えますよね」と言って、お母さんが打って払おうとする方がすごく多いです。</p> <p>それで、「これはお子さんが生まれてからしか使えないんですよ」とお話しすると、「えっ、何ですか。ゆりかご券なのに」という反応がとても多い。「いやいや、使えないんですよ。読んでください」という形で、毎年何人かは説明する形になるので、多分「ゆりかご券」という券の名前のイメージとの乖離があると思うので、妊娠中のお母さんが打ったらその抗体がおなかの赤ちゃんに行って、赤ちゃんもインフルエンザにかかりにくくなるよという研究もあるぐらいなので、ゆりかご券が妊娠中のお母さんに使えればより良いなというのが1つ。</p> <p>あと、1人だけのお子さんだと余り混乱はないんですけども、3人、4人の兄弟になってくると、もらったときに券の表紙に「使うお子さんの名前をちゃんと書いてください」と明記はされているんですけども、大体皆さん書いてこないです。予防接種を3人打って、「これはどの子のですか」と言ったときに、大体みんな混乱して何だか使えない。きちんと番号が振ってあるので、その番号でどのお子さんのか照らし合わせるのも分かっているんで、余裕があれば区の方に電話して「何番は誰々さんのですか」と確認できるんですけども、やっぱりお母さんたちはそこも分かっていないので、「いや、これはこの子のです」、「これはこの子のです」と同じ番号のを別のお子さんまで出したりというのがすごくあるので、できれば券1枚1枚に名前を印字していただけるとすごく助かるなと思います。</p> <p>すごく手間なのも分かっているし、番号を振られているから確認のしようがあるのも分かるんですけども、兄弟で同じ日に来てくれたらこれは同じ番号だから使えないですよと返せるんですけども、別の日に来られるともはや確認のしようがないです。それでもいいよというならいいんですけども。それとの兼ね合いかなと思うんですけども、名前を印字していただけると混乱が少ないなと思います。その2点です。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>ありがとうございます。インフルエンザ予防接種の際のお母さんの事例ですが、改めて周知や説明に工夫が必要だと感じました。インフルエンザ予防接種はお子さんのものですと説明していますし、先ほどのお名前のところについても、応援券をもらったらず最初にご名前を書いてくださいと伝えているんですけども、名前を書いていない状況にあるということだと思います。</p> <p>確かに印字ができて配れるのが一番いいんですけども、単純に言うと、生まれた方全員となり、その方1人1人に名前を入れていくかという、それはすごい人数になってしまいます。何らかのより良い方法があれば、そういったことも今のご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、ご説明がありました「杉並子育て応援券の見直し」は了承していただけますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>では、議題の(6)「令和元年度 子育て寄りそい訪問事業（通称『ハロー！なみすけ訪問』）の実施結果」についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>子ども家庭支援担当課長</p>	<p>子ども家庭支援担当課長です。よろしくお願いたします。</p> <p>令和元年度から開始した子育て寄りそい訪問事業（通称「ハロー！なみすけ訪問」）の実施状況についてご報告いたします。</p>

	<p>本事業については、第1回の子ども・子育て会議において、令和元年度の新たな取組の一つとして説明させていただいたものです。目黒区の児童虐待事件では、転居前後の関係機関の引継ぎや、所属機関や行政機関との関わりのない子どもの安全確認等について、課題となりました。そのような状況を踏まえ、区では保健福祉サービス等を受けていない未就園児、乳幼児健診の未受診者、不就学児等のご家庭を、子ども家庭支援センターの職員が2人体制で訪問いたしまして、お子さんの元気なご様子を確認して、個々の状況に応じた相談や、子育て支援サービスの情報提供を行っています。</p> <p>少しでも区の相談機関を身近に感じていただきたいという思いがあって、子育て寄りそい訪問、通称「ハロー！なみすけ訪問」として、「なみすけが来たよ」と書いてあるバッグに区の様々な情報を入れて、それをお渡ししながら杉並区のサービスを紹介し、必要なお相談に対応させていただいています。月齢に応じて、例えば保育園のこと、幼稚園のこと、予防接種のことですとか、どのような相談や情報提供が必要か考えながら、資料を用意して、訪問しています。</p> <p>今回、資料に記載のある対象者に訪問してまいりましたが、去年は215名であったのに対し、今回、対象者175名でした。中には海外にいらっしゃるということで、出入国の確認で終わっているものもございますけれども、基本的には1軒1軒の個別訪問等で安全の確認と必要なサービスにつないでいるものでございます。</p> <p>外国の方でなかなか日本の制度が分かりにくかったり、資料が理解できず、必要なサービスの利用申請ができなくてお困りの方や、転入してきたばかりで、情報が分からなかったという方もいらっしゃいましたので、個々の状況に応じて必要な支援を、丁寧に行いました。この事業を通して、行政の支援につながる方、何かあったときに相談したいと思っていただけるような方を増やすことができるように、これからも引き続きこの事業を丁寧に行っていきたいと考えているところでございます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ご苦労さまですね。</p> <p>何かご意見、ご感想がございましたらどうぞ。いかがでしょうか。</p> <p>丁寧にやっていただいたということで、ボトムアップということで、現在の杉並区のお子さんたちの現状を丁寧に対応していただいているということだろうと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、「令和元年度 子育て寄りそい訪問事業（通称『ハロー！なみすけ訪問』）の実施結果」について、資料を用いて説明をいただきました。皆様からのご質問はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、了承をいただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、その他ということになってよろしいでしょうか。</p> <p>本日予定していた議題は以上になりますが、事務局からその他、連絡事項などがございましたらお願いします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>まずは繰り返しのご説明となりますが、今年度の大きな課題となっております、子ども・子育て支援事業計画につきましては、計画決定に向けた最終的な手続を進めさせていただきたいと思っております。この間、様々のご意見、大変ありがとうございました。</p> <p>続いて、今年度はこれで最後となりますので、令和2年度の第1回目となる次回の会議につきましては、6月下旬ごろで予定をしているところでございます。日程につきましては改めて調整をさせていただきます。</p>

	ので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。 では、滞りなく議題は進行いたしまして、終わりになると思います。 それでは、これもちまして本年度の子ども・子育て会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。